

まえがき

京都府交通安全対策会議では、府民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行以来、8回にわたり「京都府交通安全計画」を策定し、府民の理解と協力を得ながら、国、京都府、各市町村、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきた。

その結果、交通事故発生件数及び負傷者数は平成16年をピークに年々減少傾向にあり、交通事故死者数も平成19年及び平成22年に第8次京都府交通安全計画の目標である100人を下回るなど、一定の成果が見られるところである。

しかしながら、未だ年間約100人もの尊い命が交通事故によって奪われており、特に、高齢者の占める割合は約半数となっている。

また、自転車利用者の交通ルール無視（知識不足）や交通マナー、安全意識の欠如等により、歩行者に危険・迷惑を及ぼす自転車運転などが跡を絶たないなどの課題も生じている。

交通事故の防止は、国、京都府、市町村、京都府警察、関係機関・団体のみならず、府民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重理念の下に、交通事故のない誰もが安心して暮らせる京都の実現に向けて、総合的かつ長期的な交通安全対策を一層強力に推進する必要がある。

このような観点から、当会議では、中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」に基づき、京都府が策定した『明日の京都』の長期ビジョンや中期計画などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、平成23年度から27年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「第9次京都府交通安全計画」を定めるものである。

この第9次京都府交通安全計画に基づき、国、京都府、市町村、京都府警察、関係機関・団体においては、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。